

令和元年度第2回第2期高知県教育振興基本計画推進会議 質疑・応答、意見交換の概要

日時：令和2年2月13日（木）

13:30～15:30

場所：高知共済会館3階「桜」

【議題】

第3期高知県教育振興基本計画（案）について

【協議】

○欠席委員からの意見について

（岡谷委員）

協議に入る前に、（欠席の）委員から出ている意見について、少し説明いただきたい。

（教育政策課長）

欠席の委員から書面でいただいているご意見について、概略を説明する。

最初に、正木委員からのご意見だが、特に小中高生が社会に出て活躍をする時が来ることに関して、全国学力学習状況調査の状況や公立入試、D3層との関連、また職場体験学習や進路未定者の関連、高校卒業後の3年以内の離職者など、小中高またその後の就職状況といった、それぞれのデータをどう関連性を持たせていくのかという視点も必要ではないかという意見をいただいている。また、高知県版 Society5.0 との関連をもう少し具体的にすべきではないかという意見をいただいている。

この点については、事務局としても、まずそれぞれの各データの関連を今後さらに分析を踏まえ、施策に反映させていければと考えており、また、高知県版 Society5.0 の具体化についても、産業部局また知事部局としっかりと連携を図りながら、計画の具体化にあたる事業の実施に向けて取り組んでいく。

正木委員からもう一点。公立中学校夜間学級の設置準備委員会や運動部活動の改革推進委員会など、これらとの関連について、しっかりと整理をすべきではないかというご意見をいただいているので、この辺りも事務局で調整していきたいと考えている。

続いて、時久委員から、次期計画ができれば、次年度のできるだけ早いタイミングでしっかりと周知を図ってもらいたいいただきたいというご意見をいただいているが、これについてはしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

また、授業改善等の取組の質の確保について、これは小中学校関係であるが、指定校・モデル校の方式から授業づくり講座といった政策の方向性の転換が図られているので、各学校の取組の質の低下を招かないよう留意が必要であるというご意見をいただいている。こちらの取組についても、実行する際に留意して取り組んでいくようにしていきたいと考えている。

続いて、是永委員からの意見だが、主に基本方針の2つ目の「厳しい環境にある子どもへの支援、子どもの多様性に応じた教育の充実」の関連でいただいていると認識している。要約して説明させてもらうが、委員からは、特にまず暴力行為発生件数の関係について、暴力行為については、子どもの状態として学校に来ないこと、また学校に来るのが嫌なことがあれば敷地内から出ていくこと、そうした様々な段階があり、それらを解決していくためにはそれぞれの対応が必要である。そのためには、教員にかかわらず、支援員や地域の人、また不登校担当教員などの人員が必要となってくる。

また、このような子どもたちをしっかりと支援していくためにも、教室をパーティションで区切ることや、ADHDの対応が必要な子どもにも、ASDの対応が必要な子どもにもそれぞれ個性に合った対応が必要なので、手伝う姿勢が必要である。こうした対応をすることによって、不登校対応にも繋がるのではないかとこのような意見をいただいている。

また、個別の指導計画の活用との関係については、指導の引き継ぎのために、今後引き継ぎシートの活用、個別の教育支援計画、そして個別の支援計画の活用にも展開していくことを希望している。

次に、放課後等の学習支援については、コツコツできる子どもに育てるには、褒めてくれる大人がいる環境の保障が重要であるという意見をいただいている。また、教育の機会確保という観点から、病弱などの様々な要因のある子どもたちに学習機会を保障するために、学校のICT環境、Wi-Fi環境の整備によって、例えば普通教室にこれない子どもが別室でも通常学級の授業の様子を送信できるのではないかとこの意見が出ている。

この点に関しては、国の補正予算等の活用も進めていき、校内のネットワーク環境、そして1人1台タブレットの整備が実現していくことにより、対応できるのではないかと考えている。

続いて、インクルーシブ教育について、通常学校で多様なことが学べる環境を整備して欲しいというようなことの具体策を提案していただいている。

また、不登校担当教員配置校サポートの関連として、発達障害の2次障害への対応が必要である。具体的には、学力の保障が必要である子どもに対しては学力の保障、またかわりの保障が優先される場合には、それは優先されるべきだという意見をいただいている。また、親育ち特別支援保育コーディネーターについては、小学校への連携を考慮した際に、保育と教育の両方の見識が必要になるのではないかとこのこと。香美市や安芸市などで先行事例があるので、特別支援保育コーディネーターを普及していくことが重要であるという意見をいただいている。

最後に、生徒指導主事と不登校担当教員など、教員を素地とする教職員と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理福祉を素地とする職員、また地域の方々などとの関係を整理して、それぞれの役割分担などを整理した上で、部分部分にどのように関わっていくべきかを整理していくことが必要ではないかという意見いただいている。

続いて、竹村委員からの意見である。委員からは、チーム学校の推進については、今後生徒一人一人へのきめ細かい指導が必要となってくる。そうした中で教員の指導力向上はもとより、学習支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった学校を側面からサポートしてくれる人材の配置をさらに推し進めてもらいたい。また、デジタル社会に向けた教育の推進については、環境を整えれば整うほど突発的な事象への対応、メンテナンスができる職員が必要になるということを踏まえ、こうした職員が必要であることとプログラミング教育等についての専門性を持った教員の養成についても視点として含んでもらいたい。さらには、学校における働き方改革については、当然推進していかなければならないものではあるが、生徒への生活指導、学習指導、部活動指導においては一定の時間と労力を必要とする部分もあることから、生徒の成長にやりがいを感じている多くの教職員のモチベーションが低下しない工夫をお願いしたいというような意見をいただいている。

4名の委員からの意見については以上である。

(岡谷委員)

ご意見については、答えた内容もあるが、協議の中で質問等していただければと思う。

○基本方針Ⅰ(チーム学校の推進)について

(岡谷委員)

コミュニティ・スクールを導入する小中学校を100%にするということだが、これまで高知県は開かれた学校づくり協議会で古い歴史があると思う。これまで高知県としてはコミュニティ・スクールを推進していくことに関してあまり考えていなかったように思うが、随分進んできたと思う。開かれた学校づくり協議会との違いや関係性は今後どうなっていくのかということについて教えてもらいたい。

(小中学校課長)

コミュニティ・スクールについては、県として従来からも非常に重要であるという認識は持っていた。しかしながら、県の課題である地域とともに開かれた学校づくりという意味においては、まずは地域連携の事業ということで、地域学校協働本部を立ち上げて推進していこうというところから入っていった。

しかしながら、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、それまでコミュニティ・スクールの元である学校運営協議会の設置は任意であったものが、努力義務となった。これを受けて、全国的にもコミュニティ・スクールの導入が始まり、その年だけでも1.5倍全国的に増えた。国から次世代の学校づくりというようなプランも出て、次世代の学校づくりのためには、学校運営協議会を設置しているコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が両輪となって学校を支えることによって、地域で子どもを守り育てる、いわゆる開かれた教育課程が実現できるものであるということも打ち出された。そういう意味で、小中学校では60校程度で、まだ約20%程度の導入率にとどまっているコミュニティ・スクールを、すでに90%を超えている地域学校協働本部との両輪で回していくという考えのもと、第3期からはコミュニティ・スクールの導入に向けて、力を入れてやっていこうということにしている。

(岡谷委員)

すでに山口県は100%になっていると思う。ここはやはり両輪でやっていかないと、本当の意味での地域協働はできないと思うので、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の関係性が少し微妙なところもあるが、是非お願いしたい。

(川田委員)

コミュニティ・スクールの導入率が非常に低いということにびっくりしている。私自身が取り組んだ経験をもとに話をさせてもらうと、市の場合とはもかくとして、町村は非常に規模が小さく、子どもの数が少なくなってきた、町村で1、2校というところが多くなってきたと思う。その中で、コミュニティ・スクールを導入する時に、小さな町村であるほど、組織を一つにしていくために方向を合わせていく必要がある。町村には社会教育委員会、開かれた学校づくり推進委員会、それからコミュニティ・スクールを導入するための学校運営協議会の設置があると思うが、私はこの3つを一緒にした。それぞれの団体が任期切れの時期であったので、十分に機能していなかったが、方向を一緒にしてもらおうという形で進めていく中で、学校を地域で運営していくということを考えていった。

もう一つ大事なことは、学校運営協議会の中に、子どもの意見を入れるということだと思う。私自身も取り組んだときには、小学校の代表の子ども、中学校の子どもに運営協議会に出席をしてもらって、そこで意見をまとめて発表してもらって、まさに地域と子どもたちが教員と一緒に学校運営していこうと実施したことがある。その後すぐ退任したので、後のことは分からないが、そういう形で進め

ていくことが大事である。

もう一つは、今どうなっているか分からないが、学校運営協議会の中では、人事に関する意見を聞くということが当初はあったと思う。私はこれも聞くようにした。どういう形かという、例えば、この学校にはこういう先生が必要だということを、子どもたちや地域の方々からどんどん提案してもらって、Aという教員を替えるということではなく、地域や子どもたちはこの学校にはこういう教員を望んでいるんだという意見を出してもらうことによって、学校の教員に変革をしてもらう。その町村へ行ったら、その町村の子どもたちを育てるために行っているわけなので、その町村の教員として、子どもたちを育ててもら。そういう意味で非常に大事だと思う。開かれた学校づくりやコミュニティ・スクールの運営協議会や社会教育委員会を、分けずにベクトルを合わせていく意味でも、町の方向性もよく見えてくると思う。そうすると、生涯学習、社会教育の視点でも学校運営ができていくと思う。私はそういう方向が大事だと思うので、市町村の教育長にはしっかり練った上で、話していただければありがたいと思う。

(小中学校課長)

昨年2月にコミュニティ・スクール導入に向けた参考ガイドのガイドブックを県教委で作成し、そのガイドブックに基づき、設置に向けた話を現在進めている。委員の言うように、やはり学校も子どもの意見を生かしていくという視点は非常に重要なので、そのことについては、今後も話をしていこうと考えている。

また、人事に関しては、平成29年度の改正により、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができるということは変わっていないが、この改正で「教育委員会規則に定める事項については」という一文が入った。いわゆる人事について何でも運営協議会で言えるというものではなく、その人事に関して意見を述べるができるのは、その自治体の教育委員会で定めている事項についてのみということになる。そういう意味では、コミュニティ・スクールの方が、教員を異動させるというような意味ではなく、どのように先生が育成されれば、その学校がより良くなるのかとか、そういう視点での意見を言えるように変わっている。

(岡谷委員)

1の(5)の質の高い教員の確保育成のところで、本当に高知県の採用試験は頑張ってもらっている。倍率もすごく高いけれども、令和5年度末が3.0倍以上というのは、高いところを維持するということではなく、安定的によい教員を入れていくために3.0倍以上は必要だという意味で、特に下げたというわけではないとの理解でよいか。

(教職員・福利課長)

令和5年度末の目標数値の3.0倍については、現状では、小学校7.7倍、中学校10.3倍と非常に採用が厳しい中で、全国一早く第1次の審査を行うとか、関西会場で行うとか、色々な工夫をしながら、現在確保に向けて取り組んでいる。その中で、一般的に倍率が3.0倍以上あれば、質の確保ができると考えており、現状は7.7倍、10.3倍であるが、それを目指しながら、少なくとも3.0倍以上を確保しながら、今後も取り組んでいきたい。

(岡谷委員)

それに関わって、実技系を随分楽にしているようだが、そこは今後、質の高い教員（の確保）とどう結びつけていくのか。採用試験ではそういうところは問わないけれども、それを担保するために何をしようとしているのかを少し聞かせていただきたい。

（教職員・福利課長）

実技審査は、来年度から小学校、特別支援学校の小学部の実技審査を廃止する計画にしている。これは、できる限り受審しやすい環境を作りながら、実際に水泳力があるかは、実技調書を提出してもらい、その中でしっかりと能力を見ていく。もしその部分が弱いのであれば、採用されるまでに、そういう部分を伸ばしてもらおうなど、採用後にも研修で能力を高めていきたい。

（濱川委員）

質の高い教員のところで、実技や教科に加えて、今一番、先生方、特に若い先生方にとって問題になっているのは、対人関係能力、コミュニケーション能力、段取りなどだと思う。その辺はなかなか簡単には身に付かないと思う。採用時に分かるようであればよいと思う。

（教職員・福利課長）

一次審査は筆記試験であるが、二次審査では、面接や口頭試問などもあるので、その中で、能力を見ていくようにしている。

○基本方針Ⅱ(厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実)について

（岡谷委員）

就学前とも関わると思うが、放課後等における学習支援の充実はどちらかという、市町村教委が取り組むことであると思うが、県として市町村を援助していくというようなことで、100%に結びつけたということか。

（小中学校課長）

いくつかの課にまたがって、放課後支援は実施している。それをトータル的に、すべての課の分を合わせて100%にしたいという目標になっている。

まず小中学校課については、放課後等の学習支援事業を行っており、平成30年、31年では、約450人以上ということで計画をしている。タイプについては、今まではAタイプ・Bタイプに分かれていた。Aタイプで約4時間、Bタイプは時間制限なしとなっていたが、この事業も国の補助金を使っているの、来年度からはAタイプ・Bタイプともに、時間制限なしという形で項立てを作って、市町村の放課後支援を支援していこうと計画をしている。

（川田委員）

同じく放課後等における学習支援の実施について、ここでは学校で5時間、6時間と教員の授業を受けた子どもたちが放課後に来て、さらに学習指導するということか。

（小中学校課長）

従来のBタイプは、国の補助金でも、授業から入るというタイプで、非常に多くの学校が活用してき

た。来年度からは、(支援員が)授業の方に入るということに重きを置いてやっていきたいと考えている。やはり授業に入っただくことで、その授業の中で子どもたちの様子を見取り、どういうところで子どもがつまづいているのかを、支援員が授業で見取ることができる。授業で見取った内容を、また放課後支援員がその子どもにより深く教えてもらえる。そういう取組が非常に効果があると聞いている。

(川田委員)

それは、もしかすると教員よりもっと力のある支援員が必要ということか。

もう1点は、放課後などで学習支援員が支援していくときに、例えば、課題プリントを学校が出した時に、支援員が○×をつけたりして、後にどういう活用しているか分からないのだが、あれはやっぱり学校の教員が正答率を見ていく中で、この子どもがどんなことに行き詰まっているのか、あるいは、間違っていたにしても、こんな考え方もあるということや、この子どもはこんな考え方を持っているということが分かると思う。それを分業してしまうと、子どもの育ちを本当に保障していけるのかという心配はあるが、どうか。

(小中学校課長)

学校にもしっかりと考えてもらって活用してもらおうよう投げかけている。やはり支援員に任せきりになり、教員が関わっていかないと、本当にきちんとした育ちは難しいだろうと思う。教員がきちんと関わり合いながら、支援員としっかりと協力して取り組んでいるところは、やはり成果が上がっているので、しっかりと伝えていきたいと考えている。

(川田委員)

もう一つ放課後の関係だが、これは放課後子ども教室と学童クラブの2つがあると思うが、以前、県の生涯学習課に頼まれて、研修会に行かせてもらったことがあるが、その時の参加者を見ると、放課後の子どもたちが、大人の都合に合わせて動いてくれないので、叱っている、怒っている場面がよくあった。私自身も正式ではなく、外からだが、放課後の色々な場面で、色々な学校で見させてもらおうと、怒っている場面ばかりである。やはり是永委員の意見にも出ていたように、子どもたちはタイミングをよく見て褒めることで育っていくという部分があると思うが、怒ることが非常に多い。怒るのではなくて、いいところを見つけて褒めていくことが大事だと話をすると、参加者からは、それはしつけにならないだろうという意見が出る。つまり、しつけは叱ることだと思っている。そうではなくて、子どもたちをより良く伸ばしていくためには、どのような褒め方をタイミングよくするか、濱川先生は特に専門分野だと思うが、子どもたちをしっかりと見て、タイミングよく褒めるということが大事だと思う。学習支援では、そういうことがなかなかできなくなり窮屈になってくると思う。都市部であれば、学校の先生のOBもたくさんいるだろうが、山間部へ行くとそういう方もいない状況では、子どもたちを見るだけで精一杯であるとか、悲鳴をあげている状況もたくさん見てきたので、感想ということで少し話をさせてもらった。

(岡谷委員)

どんな人を配置するのかということだが、県はそこに入っていけないのだろう。ドイツではそのための資格がしっかり整備されていて教員とは違う資格が必要である。高知市や色々な市では学習支援員に

そういう研修をしている。県としてはその辺りに関わるのは少し難しいのだろうか。

(生涯学習課課長補佐)

今、高知県では、96.3%の小学校が放課後児童クラブまたは放課後子ども教室のいずれかを置いている。県では、子ども教室や児童クラブの従事者を対象に、年間10回ほど研修を行っている。その中では、子どもたちの安全や防災などとともに、子どもたちへの接し方というテーマで、複数回研修している。その中で、気になる行動があった時の接し方などを、研修を通じて取り組んでいるところである。

○基本方針Ⅲ(デジタル社会に向けた教育の推進)・Ⅳ(地域との連携・協働)について

(岡谷委員)

Ⅲの2に関して、やはりデジタル社会に向けて、デジタルツールをいかに使うか、リテラシーをいかに持ってもらうかということはもちろん大切であるのだが、2にあるようにそれを使いこなす創造性をいかに育てていくのがとても重要だと思っている。その創造性を生かしてプログラミングなどでさらに新しいものを作っていくということだが、現在STEM教育やSTEAM教育があつて、それらを文部科学省も推進している。グーグルや様々な大きなIT企業に勤めている方の教育は2種類に分かれるそう。一方では、徹底的に読み書き・算数の代わりに、デジタル機器を使えるようにリテラシーを叩き込み、それがまた創造性に繋がるのだという考え方と、逆に一切使わせないという考え方がある。ものづくり、デジタル機器ではないものを作ることによって、創造性を育てて、それをデジタルでどうやって代替していくかという2つの方法があるそうだが、県としては、前者の方だという認識でよろしいか。

(教育政策課長)

61ページの対策、AI人材育成のための教育の推進という中でも、今言われたようなどちらかにきれいに分かれるものではないと思っている。例えば、主な取組のうち①に関して高大連携で、高度なデータサイエンスに関する知識などを使ってやっていけるような人材の育成、また一方で、使わせないわけではないが、先ほどSTEM、STEAMという話もあつたが、社会課題とか地域の課題、そうしたもののなかで探究的な学びを深めてやっていくというようなところについては、②の方でしっかりとSociety5.0に向けて力をつけていく、という両方でやはり重要だと思っている。そうしたところは、それぞれ役割分担し、また子供の適性なども見て、しっかり両輪で育てていきたいと考えている。

(濱川委員)

お願いになるが、私はどうしても不登校の子どもたちのことが頭にある。この(不登校の)子どもたちは非常にデジタルに信用性が高い。これは市町村のことになるが、できれば、市町村の教育支援センターに来ている子どもたちが1人1台使えるぐらいのものや、心の教育センターに来ている子どもたちが使えるものがあつたらいいと思う。LDの子どもたちなどは書けないけれども読める。それがパソコンだったらできる。やはり特性があつて苦手な子どもたちには早期の段階からそういうことをしていくことが、このような子どもたちにとって一番大事なところではないかと思うので、ここには入っていないが、考えてもらえるとありがたい。

(人権教育課長)

タブレットについては、1人1台ということで不登校の子どもも当然、配布する対象になるということなので、持参してもらうということで対応していただければと思っている。また、市町村の教育支援センターには、その他の学習アプリもあるので、そういったものもぜひ積極的に活用して欲しいということも含めて、今後、働きかけをしていきたいと思っている。

(濱川委員)

教育支援センターがない市町村やWi-Fiがないところがある。今年度、教育支援センターを回って現状を見てみると、やはり教育支援センター、心の教育センターは子どもたちにとってのセーフティネットだと思う。そういうところが充実してくると、数が多いから駄目とは思わないが、ある程度、数のデータで示す必要があると思うので、そういったところが、改善されていくのではないかと思った。

(古谷委員)

今インターネット環境が良いので、子どもたちは大人が思っている以上に、ITをすごく駆使してやっている。今度は指導側にそれ以上のスキルがないと、逆にしてやられるような状況が授業の中でどんどん出てくると思う。そうなると、今の教職員の能力で指導ができるかということを非常に心配しているところがある。

企業で人を採用しても、見た目は普通っぽくて、この子は恐らく能力があまり開花しないのではないかなと思う反面、パソコンのスキルがすごく高くて、他の職員よりもそういう面の能力は非常に長けている子がたくさん出てきているので、やはりその指導となると、それ以上のスキルが教職員にも必要になるが、今からそのスキルを身につけるのは非常に難しいと思う。やはり外部委託して、その専門性の高い方の協力も必要ではないかと思う。

(教育政策課長)

教員の指導力について今お話いただいたが、まずしっかりとICTを使って授業を展開していけるようにする。これはすべからくの教員についてのことだと思っている。そこについては、例えば、県の研修を担っている教育センターにおいても、今回ICT環境を整えた。そもそも研修機関がICT化されてなければ、実際に研修できないので、そういったところの機能も強化している。様々な県の研修を通して、教員のICT能力を高めていきたいと思っているし、今お話いただいたように、特にその中でも非常に力があるような子どもたちが才能を伸ばしていくという観点においては、委員の言われるように外部の力というところもあるだろうし、いろんな機会を設けて、その力を伸ばしていくことが必要かと思っている。ただ、全員が全員教師にそれが求められるかというよりは、まず、しっかりと使いこなして授業を展開できるようにしていきながら、才能がある子にもしっかりとその道を開いていくことが必要かと思っている。

(岡谷委員)

デジタル社会に向けて、学びの個別最適化はとても重要なのではないかと思っている。現在では、実際にドリルをしてどこでつまづいて、つまづいた子どもにはこんな問題を出したらいいというようなビッグデータに基づいて、色々な問題を出して、その単元をクリアさせるといったようなことがされているけれども、そういうまさに最先端なことを考えているか。

そこからさらにいくと、不登校対策にもなるというか、学びの多様性にも繋がっていくと思うのだが、

自分で学校に行かなくてもそういう学びをしたら、それが放送大学のように認められて、実際には学校にも行っていると同じような状態になるということができるのではないかと考えているが、そういう取組についてはどのように考えているか。

(教育政策課長)

まず一つ目のどのように活用していくのか、どういうものを想定しているのかという点については、計画の 57 ページ、先端技術の活用による学びの個別最適化の③のところをご覧くださいだければと思う。まさに言われるような形で、学習教材、ドリルのようなものを子どもたちが解いて、どこにつまずきがあるのかといったところが示されるような研究も進めていきたいと思っている。この学習だけではなく、やはり様々な動画教材であるとか、今までどうしても一斉授業の中では、一人一人個に応じたところが十分できなかった部分についても、1人1台のタブレットやそういったものがあることによって、自分の興味関心の幅をどんどん広げていける、その才能を伸ばしていけるという環境については、実現できるのではないかと考えているし、そうした研究を進めていきたいと考えている。

また、不登校対策を含め、そうした学びを補完するような格好でのICTの活用という点だが、文部科学省の方でも、従来からの仕組みではあるが、不登校等のやむにやまれない事情によって学校に来れない場合に、ICTを活用して学んだ場合には出席扱いすることができるというような仕組みも整えられている。今回、1人1台タブレット環境が実現し、市町村の判断になるが、例えばそういう場合には家に持ち帰ってもよいこととするようなことが整っていけば、委員が言われたような環境にも近づいていくのではないかと考えている。

一方で、慎重にしていかなければいけないところとして、そういう子どもこそ、人との触れ合いというものも非常に重要になるので、その点、ずっと家にいて学習に追いついているからそれでよしということには、直ちにはならないかと思う。やはりしっかりと人同士のケアというか、そういったものにも慎重に配慮していく必要があるのではないかと考えている。

(岡谷委員)

このあと言おうかと思っていたことを、まさに後半言ってもらった。その点も気をつけながら、ぜひやっていただきたいが、濱川委員も言われたが、学校以外でタブレットを使う環境がない場合、中山間地域で高校のコンテンツ配信をしても、恐らく学校で見ないといけないと思う。なので、その学校で自分が見たいときにいつでも見られるとか、放課後遅くまで本当にやる気になって大学進学も考えるような子どもたちが、本気になってできるような環境が整えば非常にいいのではないかと思った。

○基本方針V(就学前教育の充実)・VI(生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保)について

(有田委員)

幼児教育と小学校との連携の部分だが、市町村によって非常に温度差があるということを実感している。よく進んでるところを見ると、やはり市町村教育委員会の中に、担当指導主事(※)がきちんと配置されている。連携ができていない各校園で接続カリキュラムを作成しても、実践に結びつく接続カリキュラムにならないと思われる。小学校と幼稚園・保育所・認定こども園でだが、交流等々はしていても、実際にお互いの教育内容を理解しないまま接続カリキュラム作成を園に任せてしまっても、学びをつなげる内容には進んでいかない。学びの連続性をもつ接続カリキュラムにするためには保幼小の連携に関わる人の配置が望まれる。各市町村に連携を担当する指導主事がきちんと位置付くことで組織連

携が進んでいくのではないかという気がする。今は各校種感をつなぐための、つなぎ役が必要と思われる。意見である。

※連携を担当する指導主事は、保・幼・小だけでなく、小・中の連携、保・幼・小・中の連携を担当

(岡谷委員)

実質的にやって欲しいということである。

(有田委員)

親育ち支援は非常に大事だと思う。今、保育現場を見ていると、毎日子どもたちが園に来れる状況にするには、保護者自身が子どもに対して関心を持っていくところを幼児期からしっかり持っていないといけない。小学校、中学校と進むにつれて、だんだん課題が大きくなってくるときに、その課題に向かって保護者自身が、子どもときちんと向き合えない状況を作ることが非常にまずいと思う。幼児期からしっかり子どもと向き合っている状況を作っていくためには、なかなか家庭だけでは難しい状況がある。こうして県の取組の中にも親育ちの担当もできて、随分広がっているところだが、子育て家庭以外の方などは、なかなかそこに向いていかないところがある。保護者自身が子育て全てを担っている状況で、子育てに対して、子どもがいるからこんな幸せがあるんだ、こんな喜びがあるんだという方向に向かいにくいところがある。やはり社会全体で子育て家庭に対する関心を持っていくという意味では、本当に何でもないことだが、頑張っている保護者に声をかけてみるとか、あるいは家庭や地域の中で、少し声をかけたり、関心を持って関わっていくという風土を作っていくことがこれから本当に必要ではないかと思う。

今、幼児教育は随分進んできて、幼稚園、保育所等の現場では、自分の保育を開くことが難しかったのが、取組が進んできて、どの園に行っても自分の保育を開くことに抵抗がなくなってきていて随分進んできていることから、もう一つの、親育ち支援がとても大事だと感じている。

また、ここに書いている園内研修は非常に進んできている。69ページの具体的な主な取組にあるように、県が作っている「園評価の手引き」であったり、あるいはキャリアアップ研修について、できたものを具体的にどう進めていくのか、これが実を結んでいくようになると、今自分たちが行っている保育を開いていくことにより、質が変わっていくと思うので、ぜひこの取組を進めていただきたいと思っている。

(幼保支援課長)

ガイドラインに沿った取組をしっかりとやっていただくために、有田委員にもお願いしている幼保支援アドバイザーをさらに増員して、各園の園内研修支援を充実させていこうと考えている。

(川田委員)

同じく子育てについて、地域全体で子どもたちを育てていこうとするときに、発達にアンバランスを持った子どもの特性が理解されないまま、もう少ししつけをしたらどうかとか、ちゃんとやったらどうかとか言われたりする場面がある。併せて保護者はこんなはずではなかったと悩んでいる部分も随分あると思う。子どもの発達の特性上、子育てがうまくいかないとか、そういったことがあると思う。そこで、一般的な子育て講座は大事なので、それはそれとしてやってもらえればいいと思うし、そのために研修を重ねてきているとは思いますが、前回も言ったが、やはり個別対応できるような、保護者のできてい

ないことを、しっかりと一旦は認めた上で、その悩みに答えていける、伴走していけることが大事だと思う。そういう意味では、虐待のリスクも高い部分もあるので、そういった部分も含めて、保護者にしっかりと寄り添っていけるよう、さらなる研修の充実が非常に大事ではないかと思う。

少し話が変わるが、地域学校協働本部だが、学校を核として地域の方々が子どもたちと一緒に学び合うということが非常に大事だと思う。そういう点で、土曜授業は今どようになっているか分からないが、例えば土曜授業などは、まさに地域の人たちが集まって、子どもたちと一緒に地域の課題を見つけて解決していこうとする取組、そのプロセスが非常に大事だと思う。そういった意味で、地域学校協働本部などをしっかり使っていくことは、本当に子どもと地域の人たちが一緒に学べるシステムであるということ、さらに展開していく必要があると思う。よろしくお願ひしたい。

○6つの基本方針に関わる横断的な取組について(不登校への総合的な対応)

(有田委員)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの中には、やはり小学校や中学校の先生や幼児教育の退職者などが入っているが、担当している子どもの中で、子どもの思いに寄り添っていくところや子どもの気持ちを読み取っていくところについては、幼児教育では、専門性を身につけている先生が随分関わっているが、そこで感じている課題が、学校現場にどう生かされていくのかというところに繋がっていきづらいところがある。実際にはやっていたのだが、なかなかうまくいかないからもう止めてしまったという先生などの話を聞いていると、たくさんの専門性を持った人たちが関わっていくわけだが、その連携のあり方をしっかり作っておかないと、役割はできたものの十分に機能していない状況があるのは、非常に残念に思う。その辺りの仕組みづくりをどのようにしているのかについても少し聞きたい。

(岡谷委員)

是永委員からの意見書にもそのような質問があったかと思う。それぞれの住み分け、あるいは連携について、その辺りはどのように考えているかということだが、どうか。

(人権教育課長)

学校現場の外部の専門的人材となれば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こういった立場の方が中心になると思う。平成 29 年度から県内の公立学校すべてで校内支援会を開催することにしている。課題のある子どもについて、色々な専門的な見立てに基づいた具体的な手立てを講じていこうと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々の意見をいただきながらやっていくことが定着してきた。ただ、これまでの課題としては、スクールカウンセラーについては一定認知されてきたが、スクールソーシャルワーカーが歴史的にまだ浅いこともあり、福祉的な視点でどのような支援をしてもらえるのかということについて、これまで学校現場の理解が正直弱かったところがある。それが平成 29 年度にスクールソーシャルワーカーも、組織に入ってもらい、存在を認識し、(実際に)意見を交わしていく中で、十分認知も進んでいったと思っている。それぞれがそれぞれの立場で、専門性を生かしながら役割分担のもとに、それぞれの立場で支援ができることについては、相当進んできたと認識している。

学校によって違いはあると思うが、場面に応じて、そういう方々の専門性の部分を生かしていくなど、基本的には校内支援会においてもコーディネーターがいるので、コーディネーターが中心になって、役

割分担をしながら支援を進めているところである。

(濱川委員)

連携はとても難しい。スクールソーシャルワーカーにも入ってもらって支援会を行ったりしているが、色々な市町村に関わる中で、やはり地域にいるスクールソーシャルワーカーは、(その子どもの)背景などをよく知っているので、先生方にとっては、すごく大事な情報源であり、割とうまくいっている。

ところが地域外だと、繋がりが難しいとかで、家庭の状況などについて、あまり分かっていないことが多い。スクールソーシャルワーカーは、不登校の保護者など困っている保護者と福祉などの色々な機関や先生をつなぐ役割である。スクールカウンセラーは1対1の内面の支援であり、スクールソーシャルワーカーとはそこが違う。カウンセラーは地域の人ではない方がいい。日頃のことはあまり分かっていない方がいいので、そういうことから、誰を選ぶかはやはり大きいと思う。すごくうまくいっているところもあるが、なかなか連携が難しいところもあるので、その辺は今後の課題だと思う。

(岡谷委員)

やはりグッドプラクティスを広めていくと、連携もできていくということだと思う。

(矢野委員)

資料2-1の83ページだが、⑤に自己肯定感育成プログラムや人間関係づくりのプログラムについてとあるが、具体的にはこれはどのような形で、誰がやることを想定しているのかについて伺いたい。

(人権教育課長)

知事が会長をしている『高知家』いじめ問題対策連絡協議会」という協議会の中で、2年間かけて、県民総ぐるみでいじめ予防等に取り組んでいくことについては、やはりバイブルも必要だという話になった。そのことを受け、大人が誰でも活用できるようなものとして、このプログラムを作りたいということになり、高知県いじめ予防等プログラムを作成した。その中には、教員が活用できるプログラム、地域の方々、あるいは保護者の方々が活用できるプログラムを盛り込んでいる。

ここにある自己肯定感育成プログラムや人間関係づくりプログラムは、いわば教員側が授業で使うものである。簡単に言うと、ソーシャルスキルを上げるために、子ども同士が主体的に活動するものを意図的に仕組んでいき、そういったプログラムをやることで、教師主導で進めるというものではなくて、子どもたちが必然的に交流をする中でスキルを上げていく、あるいは、お互いを認め合うような活動を入れて、実際に自己肯定感を育てていくことを、授業の中で展開していけるようなものを示した内容になっている。

(矢野委員)

例えば自己肯定感を育てたり、人間関係を作ったりするプログラムの内容には、スポーツや体育の実技などを使うことがよくある。つまり、端的に出来なかったことが出来るようになることによって自分自身の評価が変わっていくということである。一方で、そういうスキルを教員が身につけて、それを使いながらファシリテーターとしての役割をしながら、子どもたちが相互に学び合っていく。相互に学習し合う様子をコントロールするというようなイメージとして私は受けとめたが、そうするためには、(採用の)入口の部分で、実技を廃止してしまっただけで本当に大丈夫なのだろうか少し心配になってきた。自

分自身でやったことない人が採用されるとなると心配である。

先ほど合格してからしっかりと研修を積んでいくと述べられたと思うが、やはりそれを徹底するべきだろうと感じた。

(人権教育課長)

現在私どもが示しているのは、一般的なプログラムであり、色々なバリエーションに富んだものについては、今後、各学校でもそれぞれ独自に考案していただいたりすることも必要であると思うし、今後、進めていく中で、このようなものが欲しいというようなご意見をいただく機会を設けていこうと考えている。そうした中で、今年度末にこのプログラムを作り上げるが、来年度以降も改良を加えていく計画をしている。できるだけ多くの先生方から、実際やってみてからのご意見をいただき、さらに加えてもらいたい内容などがあれば、それを今後研究していきたいと考えている。

(岡谷委員)

やっている人が自己肯定感を高めるプログラムには実技が必要なのではないか。そういうことから、(採用試験で)実技をやらないということが真逆の方向性になっていると取られるのではないかということだと思うが、どうか。

(教職員・福利課長)

採用の段階では、実技調書などでしっかり見て、採用後にそういうところを研修などで磨いていくことになると思う。

(矢野委員)

ちなみに教えていただきたい。それをやらないようにする、その理由は何なのか。

(教職員・福利課長)

採用の実技については、今、採用試験で全国的に採用する人材を確保することが非常に難しくなっている。できるだけ受審者の負担を減らしながら、とはいえしっかりとした能力は見極めていくことが大事なので、実技の審査をしなくても見極められるだろうというところでの総合的な判断のもとで、負担軽減できるものとして、実技を廃止した。

(川田委員)

自己肯定感のプログラムや人間関係づくりなどに関係するかもしれないが、新しく採用する教員の質の向上もそうだが、現在いる教員の質の向上ももっと図っていかないといけないと思う。昨年1年間で、「お前、アホか、バカか、そんなこともできんのか。」と教員が子どもに言うのを、運動部でも文化部でも両方目の当たりにした。一方で、子どもはアホとかバカと言われることにものすごく過敏で、ガクンと自己肯定感が下がってしまう。ものすごく過敏な子どもは、別の行動に移ってしまう。そうすると、教員というよりも子どもと接する大人としてどうなのかということが問われると思う。子どもたちは学校の教科の勉強もそうだが、こんな大人になりたい、こんな先生になりたいと思って、(その)モデルとして大人を見ているので、まさに子どもたちが一番多感な時期にいるその学校の先生方がそうであってはいけないと思う。確かに採用段階でも非常に大事で、色々な研修も多いだろうが、子どもに接する場

合に、人としてどうなのかということも少し検証していかないと、恐らく校長ヒアリングをやっても見えてこないところではないかと思う。

また、保護者も学校の教員のそんなことをなかなか言えないようなことがある。その裏でこんなこと言うと、うちの子どもの何かあるのではないかというような心配も実はあつたりする。だから、そういうことも考えていかないといけないと思う。昨年1年間の中で私がたまたま見たのが、少ない事例のことだったのか、氷山の一角なのかは分からないが、そういったことも考えてもらいたい。

(濱川委員)

資料2-1の85ページの現状・課題の2つ目と3つ目の点だが、不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境については、保護者は不登校の親同士の集まりの会が欲しいと思っている。安心安全で、しかも母子家庭の方は仕事を休んではいけないので、土日とかに開所して欲しいという声が非常にある。他の親はどうなのだろうかという不安を抱えている方が多いので、そういうところも整備していただければと思う。

また、自立支援について、1対1の個別支援では集団に戻っていくのは難しいと思う。やはり自立支援、例えば認知機能や運動機能やコミュニケーションとかについては、小集団の中で行っていく必要があると思う。こうしたことを公的にできるということは、今後大事になるだろうと思う。

2つとも、親同士が会話をする場合は、スクールソーシャルワーカーはそこを見て、必要であればスクールカウンセラーに繋げることができると思う。子どもたちの自立支援についても、これは医療であるとか、そういう部分でつなげる役割で、必要だろうと思う。今後、不登校への対応については、こういうことを具体的にしていくことがとても大事だと思う。

○6つの基本方針に関わる横断的な取組について(学校における働き方改革の推進)

(矢野委員)

88ページの取組2-(2)「業務の効率化・削減」の②についてだが、運動部活動に関してのガイドラインのことが書かれている。やはり部活動に休養日を設けるということは、今は医学的なデータからも必要だと言われている。先生方も本当にいっぱいであり、学校を出てからの生活もままならないようでは、それはもちろんいい教育には繋がらない。その辺りの業務の効率化、削減をしなければいけない。

では、そのために何をするか。例えば運動部活動であれば、89ページ取組2-(3)の②にも出ているように、部活動指導員を置いて、その方に指導をお願いする。あるいは大会への引率をお願いするということが構想される。これは非常に、画期的な取組だと思う。

ただ心配しているのは、ここにいる皆さん承知のことと思うが、自分ができることと指導することは全く別物だということである。しかも教員OBでない人は、学習指導要領にどのようなことが書いてあるか、あるいは今議論をしているような、児童生徒と対峙した時に、どのような言葉を使わなければいけないか、どういうことに配慮しなければいけないかということが、十分に理解できていない場合もあるはずなので、これからもしっかりと事前の研修を行っていく必要があると思う。

あと、別の視点で見ると、一方で競技力を向上させることや生涯にわたっての体力をつけるという課題もある。その中で時間数を制限して、どちらかというと、学校での部活動の活動時間を減らそうというように向いている。そこで改めてどう効率化するかについて考えなければいけない。あとは最新の指導方法やスポーツ科学のデータをきちんと教員が把握することが重要になってくると思う。十分考えら

れていると思うが、保健体育課の考えを伺いたい。

(保健体育課長)

休養日、活動時間の設定等については、すでにガイドラインを作り、また各市町村でも作ってもらい、各学校で、中学校・高等学校はほぼ100%で作成している。高等学校については、部活動をやっている学校は、全てホームページで公開している。中学校でも70%ぐらいが、保護者会や色々なところで公開しながらやってもらっている。

また、研修については、指導員、支援員には、必修の研修を用意しており、スポーツ協会と連携して、色々なスポーツ医科学に関するような内容も含めて、そういった研修を必ず年に1回、今年度は3回ということで義務づけている。来年の研修については、そういう形で、同じ人も大分いるので、2回ということにしているが、学校に入る時に、このような形で、しっかり生徒指導してもらえるようお願いしてやっているのが今の現状である。

それから効率的・効果的な指導の話があったが、特に練習時間がものすごく長いのがサッカー、バスケット、野球といった集団スポーツである。その点については、ここ2年ぐらいをかけ、県外で取り組んでいる高校の先生や強豪校の先生に来てもらって、短い時間でいかに生徒を強くするかというような研修会を行ってもらっている。先日も県内87名ほどの野球関係者に参加してもらい、主にボトムアップ理論という内容で、生徒をいかに育てていくか、先生が1から10までやるのではなく、生徒たちにいかに渡していくかということだった。最初は大変だが、軌道に乗ると自分たちで色々やっていく。選手も自分たちで決める。その(先生の)学校自体が県内でベスト4ぐらいまで行く学校だが、色々な工夫をしながらやっている。参加者の感想も聞くと、大変勉強になった、今までと違う考え方を持たなければならないという声もあったので、色々な種目に応じた研修をこれからも引き続きやっていきたいと思っている。

スポーツ科学のデータ等については、先ほどの研修会等でも色々やっていただいているし、春野にスポーツ科学センターもできている。今後は、運動時間が長い部活動などをお願いして入ってもらい、データを取ってもらったりしながら、連携できればと思っている。

(矢野委員)

今、スポーツ庁が進めている施策の方向性としては、学校での部活動を地域におろして、地域と連携した形で行うというものである。日本のスポーツはドイツが一つのモデルとなっているので、ドイツ型のスポーツクラブの利用ということにシフトしている。そうすると、地域指導者との連携がますます重要になってくると思う。

更に言えば、子どもの時期、特に小学生ぐらいで運動が得意とか苦手というような意識が、ただ運動だけのことに限らず、その後の人生に関して、あるいは様々な出来事に対して自分が形成する自己概念や自信となって強く影響を与えるという研究が出ている。だから、子どもから大人になるまでのスポーツ運動との関わりを指導、支援する人の重要性ということを改めて認識していただいて、そのような枠組を作っていただければと願う。

(保健体育課長)

地域での連携の部分では、総合型スポーツクラブが県内に幾つか立ち上がっている。NPOを取っているようなところに関しては、スポーツ課の方の地域スポーツハブを使って、色々な子どもたちができ

るようなものも取り組んでいるので、その辺りと連携していきたいと思っている。

(小串委員)

二点お願いしたいことがある。

一つは学校における働き方改革の部分で、私は仕事上色々なお客さんの会計帳簿を見たりする仕事をしているが、お金に対してはすごく敏感なのだが、時間に対しての費用対効果を感じている人が少ないということがある。私も3人の子どもを育てた立場として言わせてもらおうと、学校の先生は、一番身近で一番長い時間(子どもたちに)接する大人ではないかと思う。ぜひ、時間について、働き方改革でやっていくことに積極的に取り組んでいただいて、時間も一つのコストであるということ、教科書以外の、教科書には載ってない教育として、ぜひ進めていただけたらありがたいと思う。

もう一点は、外部人材の活用のところだが、運動部活動の指導員の配置事業とある。私の長男が今、岡山県の中学校のサッカー部で運動部活動の支援員をしている。子どもが言うには、高知ではしたくないと言う。なぜかという、保護者がリスペクトしてくれないということのようである。学校の施設に入るということは、形はどうであれ準公務員的な立場になるということ、指導者側にも徹底的に植えつけて、保護者との関わりを持って欲しいし、それに対して支援を受けた学校側も、指導者に対して、しっかりとケアするというような、その方たちが長く続けたいと思えるような環境を学校側から配慮してもらえれば、色々な取組をしていく中でどんどん活動が活発になっていくと思う。その辺りを検討していただけたらと思う。

(教職員・福利課長)

参考資料で配布している参考資料2をご覧ください。まず、時間の感覚、意識というところでは、資料の真ん中ほどに現状及び課題を6つの視点で整理している。その中の一番上に「勤務時間管理の徹底」の項目がある。その下には「働き方に関する意識改革」がある。関連するところだが、やはり学校の先生は子どものためであれば、子どもの成長が見られれば、長時間勤務になってもよしとして一生懸命働くところがある。そのことが長時間勤務を生む要因となっている。その下に書いているが、「教員一人一人がこれまでの働き方を見直していただき、勤務時間を意識し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要である」とあるが、教員が時間感覚を持ってやることで、時間を意識して効率的に行うということが大事だということが、子どもたちにも伝わっていくのではないかと考えている。やはり先生が長時間勤務になり、くたびれているよりも、生き生きとした姿が、将来的に先生のように元気な先生になりたいというような態度を示すことも、教育の一環であろうと思う。

今後の取組としては、時間に関することについては、取組内容のところにあるように、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革の取組の中で、管理職にもしっかりとマネジメント、リーダーシップを取ってもらいながら、時間管理もしていただく。意識改革のための研修とあるが、管理職と教員が時間の意識を持ちながら、働き方改革の取組を行っていくことが大事だと考えている。そういった取組をぜひ行っていきたいと思っている。

それから、外部人材の活用については、委員の言われる通り、外部の方にも助けていただきながら、少しでも教員が本来の業務に集中できるように、外部人材を活用していくことは非常に大事なところだと思う。現状及び課題の6つ目に「学校を支援する人材の確保と活用」とあるが、活用をしていきたいと思っているが、確保がなかなか難しいということがある。都市部には人材がたくさんいて確保しやすいが、地方の小さな町では、確保が難しい。優秀な人材を確保しながら、マッチしてうまくいっ

た場合には、感謝の気持ちを持って、学校側も接していくことは、大切な視点だと思っている。

(川田委員)

校内支援システムについてだが、例えば、指導要録なども県内は全校で電算化されているということではよいか。それから時間管理システムはできたが、持ち帰ってはいけないのだが、持ち帰りたくなるような業務が残ってしまうというようなこともあると思う。これは時間管理も大事だが、併せて調査などの色々な業務については、県教委でも毎年チェックをして、スクラップしていくということは当然しているのか。

また、「校種別における超過勤務の主な要因等」が時間単位で示されているが、これはどういうことか。この時間帯は、学校としては当然あるということを示しているのか、それともどこまで止めればよいかと示しているのか。

あと1点。学校の部活動はガイドラインもできているが、県内の学校すべてで何時に終わるということになっているのか。

(教育政策課長)

校務支援システムは、県立学校はすべて導入済みである。来年度4月からは、全市町村で導入が開始され、指導要録等で活用される。その中で勤務時間の管理もしていけるようなシステムとなっている。

(教職員・福利課長)

調査などの削減については、参考資料2の取組内容(2)「業務の効率化・削減」の③から⑤のところにあるが、県教委の取組ということで、学校に過度な負担を生じさせないように、例えば調査等については、調査時期が近いものは一緒にやるなどの工夫も必要である。また、内容的に削減してもよいものは思い切って削減するなど、中身を精査していきたいと思っている。

勤務時間については、非常に長時間勤務の状態になっている。(超過勤務の)上限の目安としては月45時間、年間360時間がある。これを一つの目標にして取り組んでいきたいと思う。ただ、月45時間、年間360時間をただ守るのではなく、働き方改革の本来の目的である子どもと向き合う時間が増える、それから教材研究などの時間がしっかり取れるということも大事である。竹村委員のご意見の中に、生徒の成長にやりがいを感じている多くの教職員のモチベーションが下がらないようなことをお願いしたいとある。モチベーションを下げるような取組になってはいけないので、時間は縮減の方向で取り組み、併せて、先生方がやりがいを持って取り組めるよう、今後取り組みを進めていきたい。

(保健体育課長)

部活動の時間については、中学校では、各学校で決めたなかで、平日は2時間、休日が3時間となっており、平日は1日、休日の土曜日、日曜日のうちどちらか休むこととなっている。各学校で、それぞれ最後の時間が変わってくるが、大体週11時間ぐらいである。